

立川市下水道事業における 官民連携(ウォーターPPP)と業務の発注

令和7年8月20日

立川市 環境資源循環部 下水道施設課



市下水道の現状からみた課題

ヒト

- 職員数の減少一人当たりの業務量の増加
- ベテラン職員の退職による技術継承の担い手不足
- 市全体として技術職の確保が困難

職員数の確保

モノ

- 施設の老朽化による維持管理業務の増加
- 老朽化した管きょの損傷による不明水量の増加、道路陥没等のリスクの増加

施設老朽化への対応

カネ

- 人口の減少、節水型機器の導入による使用料収入の減少
- 汚水改築事業に対する国費要件の変更に対応し財源確保を図る必要がある
(R9年度以降に要件化・・・ウォーターPPPの導入決定済であること)

効率的な運営・財源の確保

下水道を 必要なときに

いつでも いつまでも 安定して

使用できる

安定・継続した下水道事業運営のためには

いままで以上に市と民間で力を合わせ連携することが有効と考え

官民連携導入の検討を行っています

業務パッケージ(例)

〈包括委託のレベル〉

レベル4（コンセッション方式）

レベル3.5（更新実施型）

レベル3.5（更新支援型）

1	運転操作	ポンプ場の運転管理
2	保守点検	管路の定期点検・定期清掃、機械・電気設備の点検
	(産廃処分)	管路清掃・ポンプ場運転に伴う汚泥処理
3	水質管理	—
4	ユーティリティ調達・管理	光熱水費・薬品等消耗品調達
	(調査)	更新計画のためのTVカメラ調査・健全度調査
5	修繕計画案作成	設備・管きよの修繕計画(簡易)
6	修繕実施	本管内面補修、機械部品交換
7	更新計画案作成	管きよ・設備等の更新計画 (ストックマネジメント計画)
	(緊急対応)	初動対応、詰まり清掃、陥没対応、ポンプ警報対応
8	設計・積算支援	改築・更新工事の設計・積算
9	更新・発注支援業務の委託	工事発注代行
10	更新工事	MH蓋取替、管更正、管取替、機器取替・更新
11	利用料金直接収受	(徴収業務)

(モニタリング)

職員または第三者の履行(PI)確認

レベル
1-3
(包括)

レベル
3.5
(更新支援型)

レベル
3.5
(更新実施型)

レベル
4
(コンセッション方式)

下水道の管理者

下水道

水道（参考）

管理者

地方公共団体
(完全民営化はできない)

水道事業者
(民間事業者も可能)

根拠法

《下水道法 第3条》

公共下水道の設置、改築、修繕、維持、その他の管理は、**市町村が行うものとする。**

《水道法 第6条》

水道事業を經營しようとするものは国土交通大臣の認可を受けなければならない。

〈同法逐条解説〉

市町村以外の者がその名においてできないということであり、その**事務の一部を代行することは何ら差し支えない**ことである。

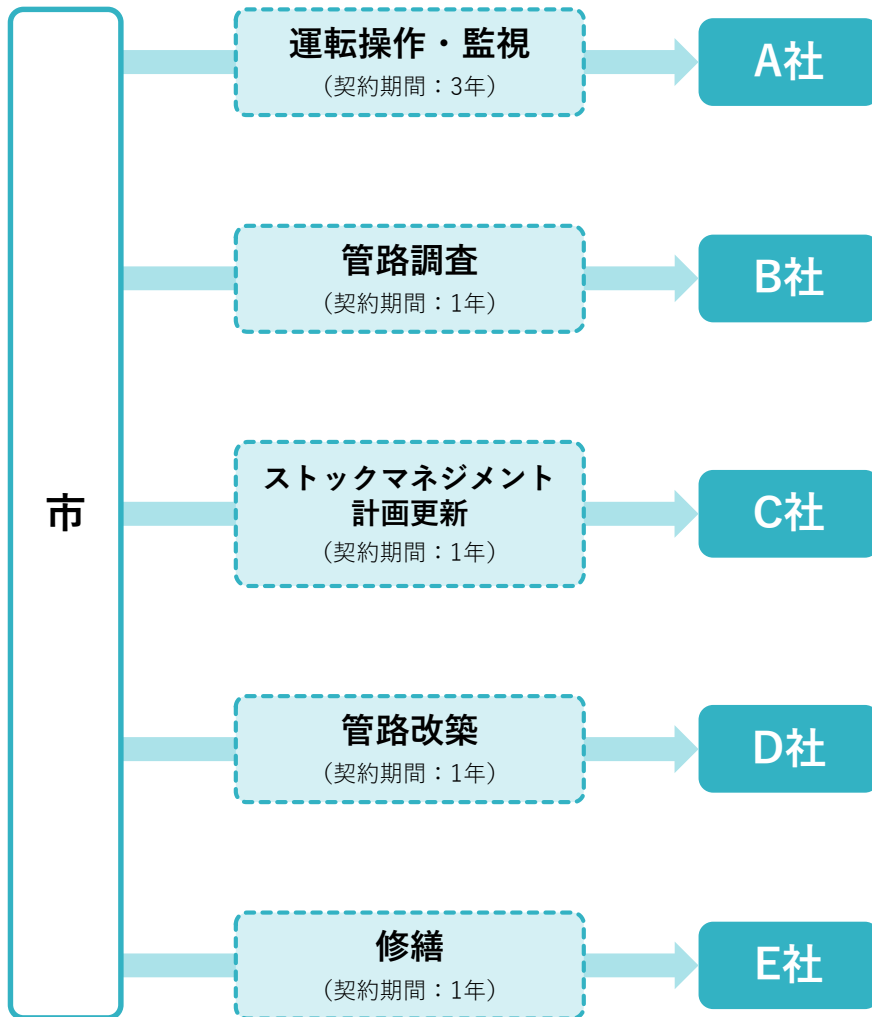
《同条第2項》

水道事業は、原則として市町村が經營するものとし、**市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を經營することができる。**

市下水道が現状で想定する業務発注(例)

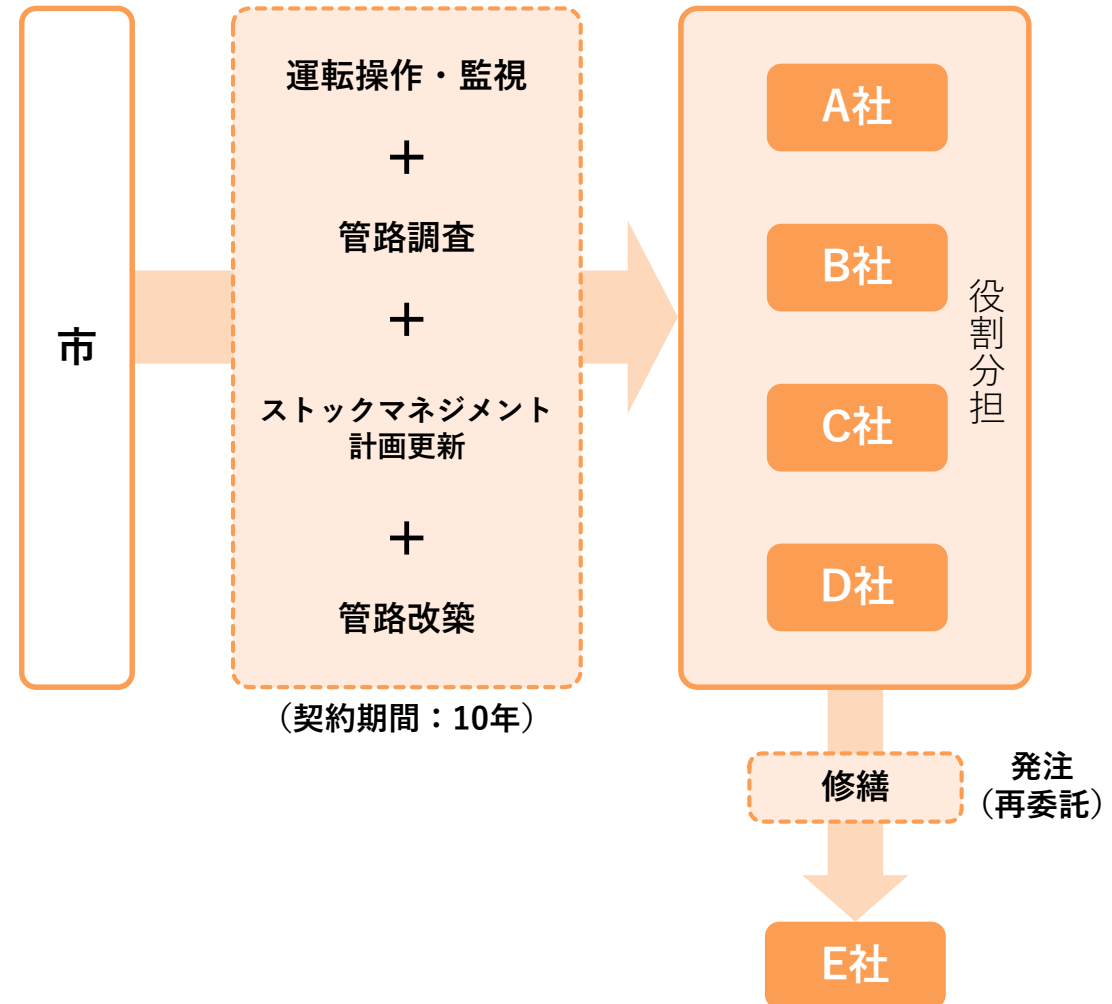
これまでの業務発注

業務ごとの発注



検討している業務発注

包括（一括）かつ長期の発注



市下水道が現状で想定する業務発注(例)

これまでの業務発注

業務ごとの発注

民間事業者として考えられるメリット

- 受注機会が多い
- 官公庁受注実績となるなど

民間事業者として考えられるデメリット

- 業務範囲・量が限定的
- 施行時期が限定される
- 施行方法に制限があるなど

検討している業務発注

包括（一括）かつ長期の発注

民間事業者として考えられるメリット

- 10年間の業務量を確保できる
- 施行時期を自社で調整できる
- 創意工夫、先進技術を生かせるなど

民間事業者として考えられるデメリット

- 受注機会の減少
- 主業務でない場合は官公庁受注実績にならないなど

今後のスケジュール(案)

項目	内容	実施時期（予定）
サウンディング調査	民間事業者の意向調査	令和 7 年 9 月頃
サウンディング結果の公表	サウンディング結果	令和 7 年10月頃
説明会	官民連携包括事業説明	令和 7 年11月頃
個別ヒアリング	必要に応じて個別にヒアリングを実施	令和 7 年12月頃

実施については、詳細が決まり次第、市ホームページにてお知らせします。
また、入札登録等をしている会社へ案内のメールを送付することがあります。

ご清聴ありがとうございました

